

秋田市告示第157号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年4月6日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 秋田市河辺大張野字道ノ下81番地
氏名 亡 手倉森真相続財産
- 2 送達する書類
差押調書（謄本） 1通
配当計算書 1通